

10月1日
スタート!

本当に必要な人が利用できるように 三重おもいやり駐車場利用証制度

三重県では、身体に障がいのあるかたや妊産婦などで、歩行が困難なかたに公共施設や店舗などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度を始めます。

健康福祉課高齢・障害係 ☎ 1183



「思いやり駐車場」の例

今回導入する制度は、車いす利用者用駐車場などの適正な利用を進めるため、利用できるかたを明らかにし、新しく利用ルールとマークを定めたものです。
希望者には、申請に基づき「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。一方で、この制度にご協力いただく施設の駐車場にも同じマークが表示されます。利用者がこの利用証を掲示することで適切な利用であることを示します。

何が変わるの？新しいルールとマークで適正利用

利用証の交付対象者

区 分		交付要件	
障がい者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が左記の等級であること	
	視覚障がい	1級～4級	
	聴覚障がい	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級、5級	
	肢体不自由	上肢	1級、2級
		下肢	1級～6級
		体幹	1級、2級、3級、5級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい	1級、3級、4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1級～4級	
知的障がい	療養手帳の障がいの程度欄「A」		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障がい区分「1級」		
要介護高齢者など	介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1～5」		
難病患者	特定疾患医療受給者および小児慢性特定疾患医療受給者		
妊産婦	産前4か月～産後6か月		
けが人	けがにより一時的に歩行が困難で、駐車場の利用に配慮が必要なかた		
その他	上記以外の理由により歩行が困難で、駐車場の利用に配慮が必要なかた		

※利用証は、交付対象者が同乗されている場合でも利用できます。



「おもいやり駐車場」の例と利用法



健康福祉課高齢・障害係(保健福祉センターひだまり1階)、介護保険係(市民文化会館)、各連絡所で9月3日(月)から申請受付を開始します。

申請の際には、交付申請書の提出と確認書類(身体障害者手帳、母子健康手帳、医師の証明書など)の提示が必要となります。

利用証を取得するには?



車いす使用者用駐車場は、歩行が困難なかが車いすの出し入れや駐車場から目的とする建物などへの移動がスムーズにできるように設けられています。

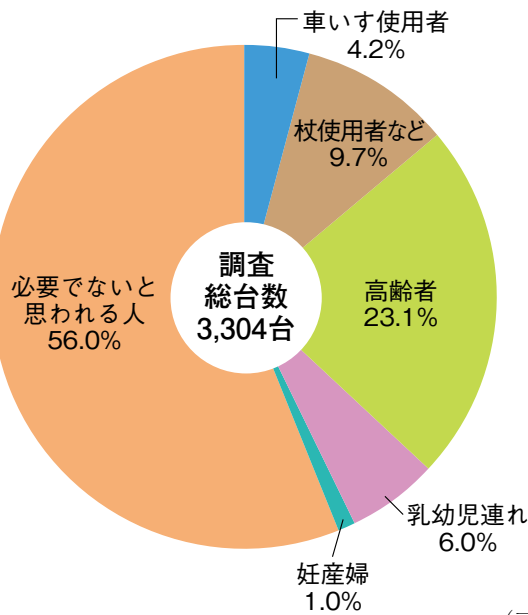
しかし、現状は「入口に近いから」「少しの間だけだから」と停めてしまう利用者のマナー違反やモラルの欠如に加え、「誰が停めてもいいの?」「高齢者は?」「妊産婦は?」と疑問を持ってしまいう利用ルールのないままもありません。また、「国際シンボルマーク」「身体障がい者マーク」などの関連マークが正しく使われていないケースも見受けられます。

なぜ新制度が必要なの?
車いす使用者用駐車場の現状

車いす使用者用駐車場利用状況調査(平成21年度)

みなさんへのお願い

この制度が成り立つためには、市民のみなさんの一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が欠かせません。歩行が困難なかが利用しやすい駐車場になるよう、協力をお願いします。



(三重県調べ)

利用証をお持ちになるみなさんへ
「おもいやり駐車場」の確保に、協力をお願いします。

市民のみなさんへ
「おもいやり駐車場」を利用しなくてもよいかたは、

事業者のみなさんへ
「おもいやり駐車場」の確保に、協力をお願いします。

車いすを使うかたにお譲りください。

「おもいやり駐車場」を利用しなくてもよいかたは、

関連マークについて知っていますか?



国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建築物、施設であることを示すマークです。



身体障がい者マーク

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついているかたが自動車に貼付するマークです。

※利用証の代わりとして使用することはできません。